

# 特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク

## サービス管理責任者等研修事業 学則

### (研修の目的)

第1条 この学則に定める研修は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービス並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援の質を確保するため、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の業務に従事する者を対象として、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得し、資質の向上を図ることを目的とする。

### (研修の名称)

第2条 サービス管理責任者等研修事業として実施する研修の名称は以下の通りとする。  
神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 補足研修

### (研修の内容及び事業者指定番号)

第3条 研修の内容は、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日付厚生労働省告示第544号）の一(2)(一)aに、障害児通所援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日付厚生労働省告示第230号）の二イ(1)に規定する次の研修を実施する。

#### 【補足研修（相談支援従事者初任者研修（講義部分））】

- (1) 障害児者の地域支援と相談支援従事者の役割に関する講義
- (2) 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義

### (事業者指定番号)

事業者指定番号：003

### (研修実施方法)

第4条 研修は、次により実施する。

- (1) 講義（映像配信）  
特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会作成による講義映像を配信、受講生は配信される映像を視聴する。
- (2) 講義（放映会：講義映像をウェブで視聴することが困難の方を対象にした集合研修）  
講義映像の視聴について、ウェブでの対応が困難な者については、指定した会場で講義映像を視聴する放映会を設置する。

### (研修担当部署の名称、所在地及び連絡先)

第5条 研修担当部署の名称、所在地及び連絡先は次のとおりとする

名称 特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク

所在地 神奈川県厚木市旭町1-9-7 旭町三紫ビル3F

連絡先 電話：046-220-5380 FAX：046-220-5381

(募集期間、定員、研修実施期間等)

第6条 募集期間、定員、研修期間等は、次のとおりとする。

募集期間	定員	研修期間等
令和2年7月17日(金) ～8月18日(火)	600名	(1) 講義(映像配信) 令和2年9月7日(月)～9月16日(水) (2) 講義(放映会:講義映像をウェブで視聴することが困難の方を対象にした集合研修) 日時:令和2年9月24日(木)・9月25日(金) 会場:県小田原合同庁舎 所在地 小田原市荻窪350番地の1

(研修カリキュラム)

第7条 神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領に基づき、研修カリキュラムは、「相談支援従事者初任者研修事業の実施について」(平成18年4月21日障発0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の「相談支援従事者研修事業実施要綱」(以下「事業実施要綱」という)のとおりとする。

(講師)

第8条 研修の講師は、特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会が作成による講義映像に収録された講師とする。

(使用テキスト)

第9条 特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会が監修した「障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編」を使用する。

(受講資格と受講手続等)

第10条 研修に関する受講資格及び受講手続は次の通りとする

(1) 受講資格

ア 神奈川県サービス管理責任者基礎研修の研修対象者(平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「サービス管理責任者研修事業の実施について」に定める「(別添)サービス管理責任者研修実施要綱」の3(1)①に定める研修対象者)

指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有するもの

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務 (社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。)	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による 相談支援の業務及び直接支援の業務(国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可)	1年

イ 神奈川県児童発達支援管理責任者基礎研修(平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「サービス管理責任者研修事業の実施について」に定める「(別添)サービス管理責任者研修実施要綱」の4(1)①に定める研修対象者)

指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有するもの

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務 (社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。)	3年
国家資格等による業務に通算5年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務(国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可)	1年

(2) 受講手続

募集要領は開講日の45日前までに、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク法人ホームページに掲載する所定の申込書により申込をし、受講決定を受けたものは、受講決定通知書に記載された内容を遵守し、共通講義、演習を受講する。

(3) 申込方法

申込方法：簡易書留郵便にて郵送

ファクシミリ、電子メール、電話による申込は不可とする

送付先：〒243-0014 神奈川県厚木市旭町1-9-7 旭町三紫ビル3F

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク

申込期限：別途、研修募集要領で案内する

(受講者の選考、受講決定、受講方法)

第11条 受講者の決定、受講方法

(1) 受講の選考

受講申込者が定員を超えた場合は申込み内容を審査のうえ研修実施要領に記載の受講者選考基準に基づき決定する

(2) 通知方法

受講決定通知は各法人あてに郵送する

(3) 受講の決定

受講決定後の受講者、受講日程の変更等は認めない

(受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法)

第12条 研修に関する受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法

(1) 受講料等の費用

受講料は、10,000円(税込み・テキスト代を含む)とする。

(2) 納入方法

受講決定通知を受けた者は、当該通知に記載された期限までに納付するものとする。納入方法等詳細については受講決定通知郵送時に案内をする。

なお、会場までの交通費等についても受講者負担とする。

### (研修修了の認定方法)

第13条 研修修了の認定方法については、「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」に基づき本人確認のされた受講生で、研修のカリキュラムを全て受講し、サービス管理責任者等としての知識を習得したと認められる者とする。

#### (1) 講義（映像配信）

講義映像の全ての視聴後に作成された研修レポート等によりサービス管理責任者等としての知識を習得したと認められた者につき、研修修了を認定する。

#### (2) 講義（放映会：講義映像をウェブで視聴することが困難の方を対象にした集合研修）

ア 受講者は全日程の2日間出席する必要がある。

イ 遅刻、及び早退は欠席とみなし修了証書を交付しない。

ウ 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意された場合には修了証書を交付しない。

### (個人情報取扱方法)

第14条 個人情報の取扱

(1) 提出された個人情報について、研修事業以外の目的には使用しない。

(2) 研修事業に関する書類（申請書・届出の控え、受講者の出席状況等に関する書類、講師の出向状況に関する書類等）は、研修後5年間保存するものとする。

(3) 研修修了者名簿は、神奈川県に提出するものとする。